

いきいきケアサポート居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社いきいきケアサポート（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業者は介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立して日常生活を営むことが出来るように配慮した支援を行う事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関するアセスメント結果に基づき、その利用者が可能な限り居宅において自立した生活を安定して継続できるよう居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）を作成する。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、居宅サービス計画に沿って、適切な保健・医療・福祉等のサービスが、多様な事業者から効率的且つ効果的に提供されるよう中立公正な立場で調整を図る。

3 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉等のサービス提供機関との連携を図り、協力関係の確立に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名 称 いきいきケアサポート
- 二 所在地 千葉県大網白里市南横川3618-6

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1人
管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅介護支援（以下「居宅介護支援等」という）の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜～金曜（12月30日～1月3日・土曜・日曜・祭日は除く）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
24時間連絡を受け付ける体制を整えております。

(居宅介護支援等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援等の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該居宅介護支援等が法定代理受領の場合は、無料とする。

- 一 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面談して利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関して、居宅サービス計画ガイドライン方式を用いてアセスメントを行う。その結果に基づき、当該地域における居宅サービス事業者等のサービス内容等に関する情報を提供し、利用者の選択或いは同意を得た上で居宅サービス計画等を作成する。居宅サービス計画等が効率的且つ効果的に実行されるように、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画等の作成後、利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画等の実行状況を把握すると同時に、必要に応じて利用者宅を訪問することにより生活状況を把握し、居宅サービス計画等の変更及び居宅サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。

モニタリングは1カ月に1回以上実施し、その結果を1カ月に1回記録する。

- 三 介護支援専門員は必要に応じてサービス担当者会議を開催し、居宅サービス事業者等の事業者間の連絡を図る。

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 一 大網白里市、千葉市緑区、東金市、茂原市、九十九里町、白子町は無料とす

る。

二 市・町境を越えて片道概ね1km以上の場合、1kmにつき50円。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大網白里市、千葉市緑区、東金市、茂原市、九十九里町、白子町とする。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

第8条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止、および身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を法人で設置し、検討結果に従業者に周知徹底します。

（その他の運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、必要な研修に参加させる。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき責務を負うものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月22日から施行する。

この規程は、平成23年11月23日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。